

令和 4 年第 3 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について | 2 |
| 2 | 茨城県認知症の人にやさしい事業所認定事業について | 3 |
| 3 | 障害児通所支援事業所の指定取消について | 4 |
| 4 | 自殺対策の推進について | 5 |
| 5 | いばらき出会いサポートセンター
「入会登録料無料キャンペーン」について | 7 |
| 6 | ベビーファースト運動について | 8 |
| 7 | リトルベビーハンドブックについて | 9 |
| 8 | 認可外保育施設に対する事業停止命令について | 10 |

令和 4 年 9 月 1 5 日

福 祉 部

1 パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について

1 目的

- パートナーシップ宣誓制度は、全国の自治体で導入が進んでいるが、制度導入自治体の連携は十分に進んでいないため、宣誓者が転出した場合、改めて転出先で宣誓を行う必要があり、第三者によるアウトティングを誘発するおそれなど、当事者の負担が大きい。
- このため、他の自治体に転出しても引き続き宣誓を有効とし、宣誓者の負担軽減や利便性向上とともにパートナーシップ宣誓制度の一層の拡大を図ることを目的に、自治体間での連携を進める。

2 経緯

- 令和元年7月に、都道府県では全国初のパートナーシップ宣誓制度を導入
- 現在、8府県を含む全国200超の自治体で制度導入が進み、人口カバー率50%超
- 本年7月の全国知事会議において、大井川知事から都道府県間の連携について提案
- 令和4年8月18日（木）オンライン形式により、都道府県間では全国初となる連携協定を佐賀県と締結

[連携協定の内容]

- ・ パートナーシップ宣誓制度の宣誓をした方が、両県間で引越しをする際、簡易な手続で宣誓の効果を継続とする。
- ・ パートナーシップ宣誓制度の適用範囲の拡大や、自治体間連携拡大に関して、情報交換等を行う。

3 今後の展開

- 多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向け、本県が主導して、都道府県はもとより市区町村も含め、賛同する全自治体との連携を目指し、取組を進める。

【いばらきパートナーシップ宣誓制度について】

- [概要] パートナーシップの関係にある者同士が揃って、宣誓書等を県に提出し、県は受領証を交付する。
- [対象者] 性的マイノリティの方（一方又は双方）
- [効果] 宣誓者は、公営住宅の入居や、病院での手術同意等の家族同様のサービスを利用することが可能
- [宣誓組数] 74組（R4.9.9現在）

【全国におけるパートナーシップ宣誓制度の導入状況】

- 導入自治体 223（R4.7.1現在） [人口カバー率 53.1%]
 - ・ 都道府県 8自治体：茨城県、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、青森県、福岡県、秋田県
（本県：全国23番目、都道府県では初）（※栃木県 R4.9.1 導入）
 - ・ 政令指定都市（特別区を除く） 17自治体
 - ・ 市区町村 198自治体
- 宣誓組数 3,168組（R4.6.30現在）

2 茨城県認知症の人にやさしい事業所認定事業について

1 目的

認知症の人とその家族が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けるための障壁を減らし、認知症の人の社会参加を後押しする機運が社会全体で高まるよう、認知症に関する知識を有する従業員が勤務し、認知症の人に対してやさしい対応を実践している事業所を認定する「茨城県認知症の人にやさしい事業所認定事業」を広く県民に周知することにより、認知症バリアフリー社会の実現に向けた取組を推進する。

2 認定の要件

県内に所在し、次の要件を満たす事業所（医療・介護・福祉関係の事業所は除く）

- (1) 認知症サポーター養成講座受講者が1名以上勤務*

※認知症サポーター数：300,513人（令和4年3月31日現在）

- (2) 認知症の人にやさしい取り組みを実施*

※認知症の人にやさしい取組み例

【対応】笑顔でやさしく声掛け、お金の計算等支払い時のお手伝い

【事業所（店舗）づくり】バリアフリー仕様（高齢者が交流できる場）、認知症カフェの開催等

3 想定する事業所

認知症の人が日常生活で利用頻度の高い銀行・郵便局などの金融機関、スーパー・コンビニなどの小売業、理美容業等

4 県民への周知

- (1) 「事業所認定証」と「認定ステッカー」を事業所に掲示

- (2) 茨城県ホームページ等で公表*

※ホームページ：10月公開予定（8月1日に事業所登録のできるサイトを一部先行公開）

5 県総合計画の数値目標

- (1) 計画期間 令和4年度～令和7年度（4年間）

- (2) 目標数（経年累計）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定件数	1,300件	2,600件	3,800件	5,000件

- (3) 認定件数 590件（令和4年8月末現在）

3 障害児通所支援事業所の指定取消について

令和4年4月1日付けで県が指定した龍ヶ崎市内の障害児通所支援事業所について、「指定申請書を偽造している」との通報があり、同年6月22日に特別監査を実施した結果、不正に申請していたことが確認され、当該事業所を運営する法人代表も不正を認めたことから、同年8月31日付けで指定取消処分を行った。

当該事案の発生を受け、県では、これまで以上に申請書類等の審査、確認を徹底し、再発防止に努める。

1 処分した事業所

- ・法人名：合同会社 ^{かなで} 奏
- ・代表者：清水 泰子
- ・事業所名：メロディーハウス
- ・所在地：龍ヶ崎市川原代町字小屋 1078 番地 10
- ・サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス
- ・定員：10人（利用契約者 22人）
- ・指定取消日：令和4年8月31日

2 指定取消の事由

事業所の指定要件となる、以下の書類に関する有印私文書を偽造し、指定申請をしていた。（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号に該当）

- (1) 医療機関に関する協定書
- (2) 管理者等の実務経験証明書

3 取消処分による影響

合同会社奏及びその役員等は、取消処分を受けた日以降5年間、新たに障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。

4 利用者への対応

当該事業所の利用者に対し、障害福祉サービスが途切れることなく継続して受けられるよう、合同会社奏及び支給決定市町が利用者の意向に沿った新たな障害児通所支援事業所を調整し、全ての利用者において新たな事業所でのサービス利用が可能となっている。

5 障害児通所給付費の取扱い

障害児通所給付費等については、法令に基づき利用者が居住する市町が返還請求等を検討。

4 自殺対策の推進について

自殺者のうち約2割を占める自殺未遂者などの自殺ハイリスク者への支援や、コロナ禍において自殺者数が増加している女性や若者への対応が課題となっているため、令和4年度において、新たに自殺ハイリスク者に対するきめ細かい伴走型支援や、ICTを活用した相談体制の強化・相談窓口への誘導に取り組む。

1 自殺ハイリスク者に対する伴走型支援

(1) よりそい型相談支援事業について

精神保健福祉士、公認心理師等の専門職から構成される「よりそい相談支援チーム」を6月に設置。医療機関や各種相談窓口等から、自殺ハイリスク者の情報を把握し、カウンセリングや、本人が抱える課題解決に向けた関係機関（市町村の各種支援制度の相談窓口、市町村社会福祉協議会、医療機関等）へのつなぎ、同行支援等の伴走型支援を行う。

(2) 県医師会等との協定締結

事業実施にあたっては、関係機関から自殺ハイリスク者を広く把握する必要があることから、医療機関との連携を強化するため、8月26日付けで、自殺ハイリスク者に関する情報提供について、茨城県医師会、茨城県病院協会、茨城県精神科病院協会それぞれと、「誰も自殺に追い込まれることのない茨城」の実現に関する協定を締結。

(3) 医療機関との主な連携事項

医療機関で自殺ハイリスク者と思われる方がいた場合、本人又は家族に対して、医療機関からよりそい型相談支援事業を紹介し、同意を得た上で、よりそい相談支援チームに情報提供する。

【医療機関別の主な事例】

・救急病院

自殺未遂により、救急搬送された方や救急外来を受診した方がいた場合、退院前や身体的処置後に、本事業を紹介。

・内科等の身体科の病院・診療所

受診した患者で、さまざまな問題を抱えていて自殺が危惧され、新たに精神科や相談機関につなぐ必要がある方がいた場合、本事業を紹介。

・精神科病院

精神科病院を退院後、自殺が危惧されるため、継続的な通院のための支援が必要な方がいた場合、本事業を紹介。

2 ICT を活用した相談体制の強化・相談窓口への誘導

(1) SNS 相談

女性や若者の利用が多い SNS 相談を 4 月から開始。毎日 17 時から 22 時まで相談員 3 名により対応。

人数 (延べ数) [R4. 4. 1～8. 31 実績]

年代 \ 性別	女性	男性	その他・答えたくない	合計	割合 (%)
19 歳以下	89	15	3	107	20.9
20 代	76	15	7	98	18.5
30 代	56	19	0	75	15.2
40 代	123	24	2	149	31.9
50 代	34	23	0	57	10.5
60 歳以上	3	0	0	3	0.2
無回答	11	0	3	14	2.8
合計	392	96	15	503	100.0
割合 (%)	77.9	19.1	3.0	100.0	-

(2) 女性専用オンライン相談

ビデオ会議システム「Zoom」を活用し、コロナ禍においても対面で相談できるオンライン相談を 6 月から開始。

女性の公認心理師・臨床心理士 1 名により、第 1・3・5 土曜日の午後実施。自殺予防週間 (9/10～9/16)、自殺対策強化月間 (3 月) には実施日を拡大。

[R4. 6～8 月実績] 10 件 (相談実施日 7 日)

(3) インターネットの検索連動型広告

Google・Yahoo で自殺に関連する用語を検索した場合に、相談窓口の案内を自動で表示する検索連動型広告を 4 月から開始。

[R4. 4. 1～8. 31 実績]

インプレッション数 (A) (広告が表示された回数)	クリック数 (B) (表示された広告がクリックされた回数)	クリック率 (B/A)
301, 198	12, 280	4.08%

(4) バナー広告

自殺予防週間・自殺対策強化月間において、相談窓口を周知する広告を Google・Yahoo に掲載。

5 いばらき出会いサポートセンター「入会登録料無料キャンペーン」について

1 目的

いばらき出会いサポートセンターにおいて、若い世代の入会を促進するとともに、会員により多くの出会いの機会を提供できるよう、令和3年4月から、AIマッチングシステムの運用を開始した。

その結果、いばらき出会いサポートセンターにおける令和3年度の入会者数が対前年度で倍増したが、相対的に女性会員が少ない状況にあることから、女性を対象とした「入会登録料無料キャンペーン」を実施し、女性の登録促進を図る。

2 入会登録料無料キャンペーン

(1) キャンペーン概要

- ・対象期間 令和4年8月2日（火）～11月1日（火）
- ・内 容 上記期間中にセンターに入会登録する女性は、入会登録料（11,000円又は22,000円）を無料とする。

(2) 入会者数の推移

（単位：人）

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8
男性 (対前年比)	73 (△52)	79 (△1)	84 (+16)	128 (+68)	72 (+19)
女性 (対前年比)	31 (△25)	24 (△33)	40 (+6)	22 (△9)	117 (+87)
計 (対前年比)	104 (△77)	103 (△34)	124 (+22)	150 (+59)	189 (+106)

(3) キャンペーンの効果

- ・告知を開始した7月は、男性の入会者数が令和3年度以降で最多（128人）
- ・キャンペーンを開始した8月は、女性の入会者数が令和3年度以降で最多（117人）

【参考】会員登録状況等（R4.9.1現在）

- ・会員数 2,716人（男性1,796人、女性920人）
- ・活動状況

	R3	R4（4～8月）	計
お見合い	2,257組	1,111組	3,368組
交際開始	930組	462組	1,392組

※R2（旧システム）のお見合い件数は1,114組、交際開始は415組

6 ベビーファースト運動について

1 概 要

子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現するための運動。日本青年会議所が提唱し、企業・行政・個人に参画を呼び掛けている。

県は、この趣旨に賛同し、令和4年7月14日に知事が、県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県生活協同組合連合会、県中小企業団体中央会、県農業協同組合中央会、茨城交通、セブン-イレブン・ジャパン、日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会と共同で活動宣言を行った。

2 活動宣言に基づく具体的行動

(1) ベビーファースト運動の普及啓発の取り組み

- ・県HP等での宣言内容の公表や県の広報媒体を活用し、「産み育てたくなる社会を目指す」ベビーファースト運動の理解促進を図り、企業、市町村等へ当該運動への参画を促す。
- ・オリジナルステッカー、チラシ・ポスター等を活用し、いばらきキッズクラブカード協賛店とともにベビーファースト運動の趣旨の浸透を図り、協賛店の拡大に取り組む。

(2) 安心して子どもを産み育てられる社会づくりの推進

- ・低出生体重児の保護者の精神的な負担を軽減するため、低出生体重児の成長を細かく記録できる手帳である「リトルベビーハンドブック」を作成する。
- ・妊娠・出産に満足している方の割合を高めるため、出産後早期の訪問や産婦の方への出張相談を実施する。

7 リトルベビーハンドブックについて

1 概 要

早期産等による低出生体重児の場合、身長や体重などの成長や運動機能の発達が正期産の児と異なることが多く、月齢ごとに標準的な成長・発達を確認する通常の母子健康手帳では記録できない項目もあるなど、母親たちの心理的負担となっていることから、小さく生まれた赤ちゃんの発達を考慮した低出生体重児用の手帳「いばらきリトルベビーハンドブック」を作成した。

<対象>

出生体重がおおむね 1,500 g 未満の赤ちゃん

<特徴>

- ・極低出生体重児（出生体重 1,500g 未満）用の発育曲線を掲載。
- ・保護者が児の細やかな成長を喜ぶことができるよう、月齢単位ではなく、成長・発達の個人差等を考慮した記録を残すことができる。
- ・母子健康手帳と併用して使用。

<作成にあたりご協力をいただいた機関>

県医師会、県産婦人科医会、県小児科医会、県助産師会、県立こども病院、総合病院土浦協同病院、筑波大学附属病院、石岡市

2 作成状況

- ・電子版：令和4年8月～ 県ホームページに掲載
- ・冊子版：令和4年10月 配布予定

3 配布先（予定）

県立こども病院、総合病院土浦協同病院、筑波大学附属病院、
(株)日立製作所日立総合病院、水戸赤十字病院、JAとりで総合医療センター、
茨城西南医療センター病院、市町村

8 認可外保育施設に対する事業停止命令について

7月30日に乳児の死亡事案が発生した土浦市の認可外保育施設「ゆうゆう託児園」に対し、8月2日及び6日に県及び市が立入調査を行ったところ、死亡事案発生後も基準違反の状態を運営を継続していることが確認され、同施設の設置者は改善指導に従う意思が認められなかったことから、8月12日に、緊急の事業停止命令の行政処分を行った。

なお、今回の死亡事案の発生を受け、県では、必要な再発防止策を講じるため第三者による検証委員会を設置して今回の事案を検証し、再発防止に努める。

1 事業停止命令を受けた者

(1) 設置者 荒木 重雄

(2) 事業停止命令の対象となる認可外保育施設の名称等

施設の名称 ゆうゆう託児園

施設の所在地 土浦市蓮河原新町1番8号

事業開始 平成17年9月1日

2 事業停止命令の内容

令和4年8月19日から、下記3の改善すべき事項の全てが改善されたと確認できるまで、事業の停止を命ずる。

3 改善すべき事項

(1) 保育に従事する者の数及び資格

ア 保育に従事する者の数は、児童数の多い主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

イ 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及びアにおける1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者であること。

(2) 健康管理・安全確保

ア 継続して保育している児童の健康診断を1年に2回実施すること。

イ 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

(3) 非常災害に対する措置

非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

4 利用者への対応

保育の提供について主体となる土浦市は、当該施設を利用していた方から相談があった場合は、継続して児童を預けられるよう、同市内の別の 24 時間営業の認可外保育施設を紹介している。

【参考】指導の経緯等

年月日	市の指導内容	県の指導内容
～R2	年 1 回の立入調査を実施	—
R3. 12. 21	R3 年度の立入調査を実施	巡回支援指導を実施
R4. 2. 7	立入調査に基づく指導文書を送付	巡回支援指導に基づく指導文書を送付
R4. 3. 16	施設が改善報告書を提出 → 改善内容不十分	施設が改善報告書を提出 → 改善内容不十分
R3. 3. 28	事前通告なしで県市による特別立入調査を実施	
R4. 4. 28	立入調査に基づく指導文書を送付	—
R4. 5. 27	施設が改善報告書を提出 → 改善内容不十分	—
R4. 7. 25	行政処分を見据えた指導文書を送付	—
R4. 7. 30	乳児の死亡事案発生	
R4. 8. 2	事前通告なしで県市による特別立入調査を実施 → <u>保育従事者不足での営業を確認</u> <u>睡眠時の呼吸チェックの未実施を確認</u>	
R4. 8. 6	事前通告なしで県市による特別立入調査を実施 → <u>保育従事者不足での営業を確認</u> <u>睡眠時の呼吸チェックの未実施を確認</u>	

※ 認可外保育施設の立入調査等については、権限移譲により、土浦市が指導権限を持つ。

令和 4 年第 3 回定例会
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係等〕

- 第 100 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号）・・・・・・・・・・ 2
- 報告第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について・・・ 6

令和 4 年 9 月 1 5 日
福 祉 部

第 100 号議案

令和 4 年度 茨城県一般会計補正予算（第 4 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	2,698,612	2,698,538	74

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
5 保健福祉費	301,866,102	2,698,090	304,564,192
3 児童福祉費	40,974,143	2,698,090	43,672,233
12 災害復旧費	813,405	522	813,927
3 公共施設等 災害復旧費	-	522	522

○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

- ・ 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業 2,698,090 千円
- ・ 児童福祉施設等災害復旧費 522 千円

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費【新規】
1 予 算 額	2, 6 9 8, 0 9 0 千円
2 現況・課題	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、先行きが不透明な中、低所得の子育て世帯は、今般の食品等の物価高騰の影響を特に強く受けている。
3 必要性・ねらい	低所得の子育て世帯は、今般の食品等の物価高騰の影響を特に強く受けており、年末年始に向けた支出の増加等の影響を勘案し、物価高騰等の影響緩和を図る必要がある。
4 事業の内容	<p>(1) 給付額 児童1人あたり一律5万円</p> <p>(2) 対象者 以下のいずれかに該当する本県在住の低所得の子育て世帯 (対象児童約 52,300 人)</p> <p>① 18歳以下の児童を養育する住民税均等割非課税の子育て世帯</p> <p>② ①に該当しないひとり親で、令和4年9月分の児童扶養手当受給者</p> <p>③ 家計が急変するなど、収入が①（ひとり親は②）と同じ水準になっている世帯</p> <p>(3) 実施主体 市町村（ひとり親世帯の町村分は県で支給）</p> <p>(4) 支給時期 11月以降</p> <p>(5) 財源 新型コロナウイルス地方創生臨時交付金（10/10） 対象経費：給付金、事務費</p>
5 参考事項	<p>○過去の給付金の支給状況</p> <p>(1) 児童扶養手当受給者等に対する支給 令和2年8月、12月：1世帯あたり5万円 (第2子以降児童1人あたり3万円加算)</p> <p>令和3年4月：児童1人あたり5万円 令和4年3月：児童1人あたり5万円（県独自事業） 令和4年6月：児童1人あたり5万円</p> <p>(2) 低所得の子育て世帯等 令和3年6月：児童1人あたり5万円 令和4年6月：児童1人あたり5万円</p>



低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費（新規）



【R4.9月補正予算額 2,698百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課
青少年・母子福祉G（029-301-2183）

物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、本県独自に対象児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。

1 対象者

- ① 18歳以下の児童を養育する住民税均等割非課税の子育て世帯
- ② ①に該当しない、令和4年9月分の児童扶養手当受給世帯
- ③ 家計が急変するなど、収入が①（ひとり親は②）と同じ水準になっている世帯

※①、②に該当する児童手当・児童扶養手当受給者に対しては申請不要（プッシュ型）で支給。

2 給付額

児童1人当たり一律5万円

3 実施主体

市町村
（ひとり親世帯の町村分は県から支給）

4 給付時期

11月以降支給予定

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

<p>議案の名称</p>	<p>児童福祉施設等災害復旧費【新規】</p>																													
<p>1 予算額</p>	<p>522千円</p>																													
<p>2 現況・課題</p>	<p>令和4年3月16日に福島県沖を震源とする地震（マグニチュード7.4）が発生し、県内で最大震度5弱を観測した。この地震により、児童福祉施設において被害が発生している。</p>																													
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>設備の破損等の被害を受けた児童福祉施設に対し、補助を実施することで、災害からの速やかな復旧を図り、これにより施設入所児童等の福祉を確保する必要がある。</p>																													
<p>4 内容</p>	<p>(1) 対象施設 保育所・認定こども園等の児童福祉施設 【今回申請のあった施設】1施設、壁の亀裂の修復のため</p> <p>(2) 対象経費 児童福祉施設の災害復旧に要する経費（総事業費が1件につき40万円以上が対象）</p> <p>(3) 補助率 国2/4、県1/4、事業者1/4 ※ 県補助所要額 3/4 = 国2/4 + 県1/4</p> <p>(4) 支給時期 11月以降</p> <p>(5) 財源 社会福祉施設等災害復旧費（国庫補助2/4） 単独災害復旧債 一般財源</p>																													
<p>5 参考事項</p>	<p>○近年の災害時の状況</p> <table border="1" data-bbox="491 1641 1433 1980"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象施設数</th> <th>事業費</th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台風15号 (R1.9.7~R1.9.10)</td> <td>1施設</td> <td>582</td> <td>436</td> <td>国2/4、 県1/4</td> <td>R元年 11月補正</td> </tr> <tr> <td>台風19号 (R1.10.10~R1.10.13)</td> <td>2施設</td> <td>3,159</td> <td>2,632</td> <td>国7/12、 県3/12</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>福島県沖地震 (R3.2.13)</td> <td>2施設</td> <td>1,030</td> <td>771</td> <td>国2/4、 県1/4</td> <td>予備費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※台風19号は激甚災害に指定されたため、国庫補助の嵩上げあり。</p>						区分	対象施設数	事業費	補助額	補助率	備考	台風15号 (R1.9.7~R1.9.10)	1施設	582	436	国2/4、 県1/4	R元年 11月補正	台風19号 (R1.10.10~R1.10.13)	2施設	3,159	2,632	国7/12、 県3/12	〃	福島県沖地震 (R3.2.13)	2施設	1,030	771	国2/4、 県1/4	予備費
区分	対象施設数	事業費	補助額	補助率	備考																									
台風15号 (R1.9.7~R1.9.10)	1施設	582	436	国2/4、 県1/4	R元年 11月補正																									
台風19号 (R1.10.10~R1.10.13)	2施設	3,159	2,632	国7/12、 県3/12	〃																									
福島県沖地震 (R3.2.13)	2施設	1,030	771	国2/4、 県1/4	予備費																									

訴えの提起について

福祉部 福祉政策課

議案の名称	訴えの提起について (令和4年7月27日、同年8月5日専決処分)
1 現況・課題	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき（第63条）や、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき（第78条）などは、費用の返還を求めている。
2 必要性・ねらい	通常の督促に応じない返還義務者に対しては、裁判所に支払督促の申立てや訴えの提起をすることにより、公平かつ適切な債権回収を進め、未収債権の縮減を図る必要がある。
3 内 容	<p>(1) 提訴の相手方 生活保護費用返還義務者（債務者）4人</p> <p>(2) 経緯 ○ 当初は支払う意思を見せていた債務者（原債務者の法定相続人）が、消滅時効満了日（令和4年6月21日）が迫っても支払に応じなかったため、支払督促の申立てを行った（同月17日）。 ○ 債務者から督促異議の申立てがあり（令和4年7月26日、同年8月5日）、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行</p> <p>(3) 専決処分日 令和4年7月27日（3件）、令和4年8月5日（1件）</p> <p>(4) 専決処分の理由 民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行したことから、直ちに訴訟手続に入る必要があったため。</p>
4 参考事項	<p>○支払督促について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立てに基づき、簡易裁判所書記官が債務者に金銭の支払を命じる制度 ・債務者が、定められた期間内に督促異議を申し立てなければ、強制執行に必要な債務名義を取得。債務者から督促異議の申立てがあった場合は、訴訟に移行 <p>○民事訴訟法（抄） (督促異議の申立てによる訴訟への移行) 第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、(略)、支払督促の申立ての時に、(略) 訴えの提起があったものとみなす。(略)</p>